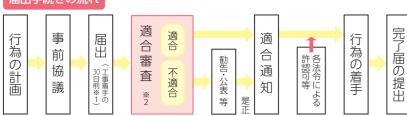
一定規模の建築行為などを 行う場合は届出が必要です

申・問 まちづくり推進課 まちデザイン係 ****72-5186

6月1日は「景観の日」です。市内には六郷満山文化や世界農業遺産、 美しい海岸線など、自然や文化に関連した貴重な景観資源があります。 この景観を後世に引き継ぎ、良好な景観づくりに取り組むため、市は国 東市景観条例・国東市景観計画を定めています。

市全域を景観計画区域に定めているため、市内で一定規模以上の建築 物や工作物の建築、開発行為などを行う場合は市への届出が必要です。

届出手続きの流れ





景観形成重点地区

(全6地区)

- 原則、届出後30日は行為に着手できません。ただし、適合通知を受けた場合は、短縮が可能です。
- ※2 届出内容が「景観形成基準」に適合しているか判断します。

令和4年度の 後期高齢者医療保険料 について

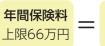
問 税務課 市民税係 ₹72-5156

今和4年度の大分県後期高齢者医療保険料率は下記の通 りです。

均等割額	53,600円
所得割率	10.32%
賦課限度額	66万円

令和4年度の保険料の計算方法

負担していただく保険料額は、①均等割額(被保険者全 員が等しく負担)と②所得割額(所得に応じて負担)を合 計して個人単位で計算されます。



一 ①均等割額

53,600円 ^十 前年所得*×10.32%

※前年所得とは、前年の総所得金額などから基礎控除額を 差し引いた金額です。



均等割額の軽減

世帯主および世帯の被保険者の所得合計が基準額以下の 場合、下記の通り均等割が軽減されます。

軽減割合	所得合計の基準額 (軽減の要件)
7割	基礎控除額43万円+10万円×(年金・給与
	所得者数-1)以下
5割	基礎控除額43万円+28.5万円×世帯の被
	保険者数+10万円×(年金・給与所得者数
	- 1)以下
2割	基礎控除額43万円+52万円×世帯の被保
	険者数+10万円×(年金・給与所得者数-
	1)以下

新型コロナワクチン 4回目接種のお知らせ

申・問 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ****73-0567

接種対象者

3回目の新型コロナワクチン接種から**5か月**が経過し た、次の①または②の方。

- (1)60歳以上の方
- ②18歳以上60歳未満の方で基礎疾患があり通院・入院し ている方、または新型コロナウイルス感染症にかかった 場合の重症化リスクが高いと医師が認める方
- ※①の方は市よりご案内を郵送します。②の方は市に申請 が必要です。申請の方法は区長文書または市ホームペー ジをご確認ください。

②の対象となる基礎疾患

- ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病 (高血圧を含む)
- 慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病(肝硬変など)
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を 併発している糖尿病
- ・血液の病気 (ただし鉄欠乏性貧血を除く)
- ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けてい る悪性腫瘍を含む)
- ・ステロイドなど免疫機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態 (呼吸障害など)
- 染色体異常
- ・重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが 重複した状態)
- · 睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精 神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援 医療 (精神通院医療) で「重度かつ継続」に該当する場 合) や知的障害 (療育手帳を所持している場合)

- ・BMIが30以上である
- ※基礎疾患等で医療機関を受診している方や、事前に相談 できる医療機関をお持ちの方は、医療機関の医師にご相 談ください。

接種費用

1回目・2回目・3回目接種と同様に無料です。

使用するワクチン

1回目・2回目・3回目に接種したワクチンにかかわら ず、ファイザー社または武田/モデルナワクチンを使用し ます。ワクチンの供給状況によって接種を行いますので、 ワクチンの種類を希望して接種することはできません。

ワクチンの接種はご本人の同意が必要です

新型コロナウイルスワクチンの接種は、ご本人の意思に 基づいて行われるものです。仮にお勤めの会社などで接種 を求められても、望まない場合には接種しない選択ができ ます。何らかの病気で治療中の方や、体調などで接種に不 安がある方は、かかりつけ医などとご相談の上、ワクチン の接種を受けるかどうかご検討ください。



農業用施設の適正な 維持管理をお願いします

問 農政課 耕地係 ₹72-5167

集中豪雨などの異常気象による農業用施設の被災につい ては、適正な維持管理が証明できない場合、災害復旧事業 の対象外となります。管理者や利用者にて次の取り組みを お願いします。

- ・農業用施設(ため池・頭首工(井堰)・水路・農道)の 定期的な点検・草刈・泥上げなどの作業を行ってくださ い。
- ・作業内容・参加人数などがわかる作業日報・作業中の記録 写真などの維持管理記録の整備・保管を行ってください。
- ・維持管理記録は災害査定申請時に提出を求められます。
- ・平素の管理不良から被災する場合が見受けられます。気 象予報に注意しながら、**ため池の管理者はため池の落** 水、頭首工の管理者は堰板を外し、取水口を閉じるなど 事前の対応をお願いします。

11 市報くにさき 2022.6 2022.6 市報くにさき 10